

◎議長(菅野修一議員)

皆さん、ご苦勞様でございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

この際、青野議員より発言の申し出がありますので、これを許します。青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

9月11日に、一般質問説明資料を配付させていただきましたが、資料のタイトルの一部誤りがございました。説明資料2ページの下段の表のタイトルが、尾花沢市スクールバス修繕整備状況調査表となっておりますが、正しくは尾花沢市路線バス修繕状況整備調査表に訂正をさせていただきたく、議長の許可をお願い申し上げます。

◎議長(菅野修一議員)

ただ今、青野議員より、一般質問説明資料の訂正について申し出がありました。議長においてこれを許可いたします。

本日の会議は、議事日程第18号によって進めます。

日程第1、令和5年請願第2号「食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願」を議題といたします。

産業厚生常任委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員長。

[産業厚生常任委員長 菅野喜昭 議員 登壇]

◎産業厚生常任委員長(菅野喜昭議員)

皆様、お疲れ様でございます。今定例会において当委員会に付託されました請願1案件、令和5年請願第2号「食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願」について、その審査の過程の結果について、ご報告申し上げます。

当委員会は、去る9月7日に委員会を開催し、紹介議員に出席を求め、慎重に審査を行ったところであります。食料、農業、農村基本法の見直しは、本案の具体化や見直しに即した基本計画の検討を前に、山場を迎えております。食料安全保障の強化、再生産に配慮した適正な価格形成、その実現に向けた国民理解の醸成、行動変容、農業の持続的な発展に関する施策及び農村の活性化に関する施策など、多岐にわたる論点を踏まえた法整備、関連施策の拡充、再構築、万全な予算措置が必要であります。

本請願につきましては、生産現場の声として基本法の見直しに反映されるよう、食料、農業、農村基本法の見直しに関する意見書を、地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に提出するよう求めるものであります。

まず紹介議員からは、請願の主旨について、「日本の農業は守れるのか」という岐路に立っている中で、非常に重要な法律の見直しが行われている。集落の中で農業が衰退することにより、集落も衰退していくことのないよう、しっかりと見直しを進めていただきたいという請願者の願意がある。」などの点について説明がなされました。

委員からは、「今見直しをしないといかないと農家、農村が大変なことになる。本案件は尾花沢を含む全国の農家を守れるのか」という方向性を問う請願で、現時点でしっかりと見直しを行う必要があり、願意は妥当と思われる。」という意見のほか、「国の政策と現場の状況が乖離していると感じる。国は地域の声を十分に拾い、意見を尊重しながら見直しを進めるべきであり、願意は妥当と考える。」などの意見が出されました。

以上のことから、本案件は願意妥当と認め、全会一致で採択とすることに決した次第であります。

なお、請願第2号につきまして、後刻、意見書の提出に関し議会案を提出する予定であります。

以上で報告を終わりますが、当委員会の決定に対し、何とぞ、議員各位のご賛同をお願い申し上げます、報告といたします。

◎議長(菅野修一議員)

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、採決いたします。令和5年請願第2号「食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願」を採決いたします。委員長報告は採択すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、令和5年請願第2号は、委員長報告のとおり決しました。

以上で、本日の会議の日程は、全部終了いたしました。

これにて散会いたします。大変ご苦勞様でございます。

散会 午後1時45分